

三重県総合博物館（仮称）経営向上懇話会 設置要綱

（設置）

第1条 三重県総合博物館（仮称）（以下「新県立博物館」という。）の効果的かつ効率的な経営に向け、学識経験者や専門家等から総合的・俯瞰的な助言をいただくため、三重県総合博物館（仮称）経営向上懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 懇話会は、新県立博物館に関する次に掲げる事項について意見の聴取を行う。

- 一 経営（事業、広報、運営、評価等）に関すること。
- 二 その他、必要と認めた事項に関すること。

（構成）

第3条 懇話会の委員は、10名以内で構成する。

- 2 委員の任期は、新県立博物館の開館の日までとする。

（座長）

第4条 懇話会に座長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は会務を総理し、会議を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 懇話会は、県が招集する。

- 2 懇話会は、公開とする。
- 3 傍聴の手続きその他の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。
- 4 県は、懇話会の実施にあたって準備会合を開催することができる。

（関係者の出席）

第6条 懇話会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

（庶務）

第7条 懇話会の庶務は、三重県環境生活部新博物館整備推進プロジェクトチームにおいて処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月25日から施行する。

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。